

## 5-77 補助制動灯

### 5-77-1 装備要件

次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の後面には、補助制動灯を備えなければならない。（保安基準第39条の2第1項）

- (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車（バン型の自動車に限る。）であって車両総重量が3.5t以下のもの

### 5-77-2 性能要件

#### 5-77-2-1 視認等による審査

- (1) 補助制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第39条の2第2項関係、細目告示第213条第1項関係）

① 補助制動灯は、5-76-2-1(1)③及び④の基準に準じたものであること。この場合において、5-76-2-1(1)④の基準中「上方15°の平面及び下方15°の平面」とあるのは「上方10°の平面及び下方5°の平面」と、「45°の平面」とあるのは「10°の平面」とする。

② 補助制動灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

- (2) 次に掲げる補助制動灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第213条第2項関係）

① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助制動灯

② 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた補助制動灯又はこれに準ずる性能を有する補助制動灯

#### 5-77-2-2 テスタ等による審査

5-77-2-1(1)①の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

#### 5-77-3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第39条の2第3項関係）

この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第213条第3項関係）

① 補助制動灯の数は、1個であること。ただし、③ただし書の規定により車両中心面の両側に1個ずつ取り付ける場合にあっては、この限りでない。

② 補助制動灯は、その照明部の下縁の高さが地上0.85m以上又は後面ガラスの最下端の下方

0.15m より上方であって、制動灯の照明部の上縁を含む水平面以上となるように取り付けられていること。

- ③ 補助制動灯の照明部の中心は、車両中心面上にあること。ただし、自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取り付けることができないものにあつては、照明部の中心を車両中心面から 150mm までの間に取り付けるか、又は補助制動灯を車両中心面の両側に 1 個ずつ取り付けすることができる。この場合において、両側に備える補助制動灯の取付位置は、取り付けることのできる車両中心面に最も近い位置であること。
- ④ 補助制動灯は、尾灯と兼用でないこと。
- ⑤ 補助制動灯は、制動灯が点灯する場合のみ点灯する構造であること。
- ⑥ 補助制動灯は、点滅するものでないこと。
- ⑦ 補助制動灯の直射光又は反射光は、当該補助制動灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑧ 補助制動灯は、自動車の前方を照射しないように取り付けられていること。
- ⑨ 補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5-77-2-1(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-77-2-1(1)①に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) 次に掲げる補助制動灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 213 条第 4 項関係)

- ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助制動灯
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える補助制動灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助制動灯又はこれに準ずる性能を有する補助制動灯

#### 5-77-4 適用関係の整理

4-77-4 の規定を適用する。